

**公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例案**

上記の議案を提出する。

令和 元 年 6 月 5 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 国立市から職員を派遣することができる公益的法人等に、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を追加するとともに、地方公務員法の一部改正に伴う規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

**公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例案**

公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例（平成16年3月国立市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

付 則

この条例中第2条第1項に1号を加える改正規定は国立市長による社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団の設立の認可のあった日から、第2条第2項第3

号の改正規定は令和2年4月1日から施行する。